



さいたま市消費生活総合センター  
マスコットキャラクター  
チョットマッタマン

困ったなら、さっさと悩まず  
すぐ相談！

## 若者消費者トラブル110番

- 〔日程〕令和元年8月22日(木)、23日(金)
- 〔対象〕さいたま市在住の29歳以下の方
- 〔内容〕消費生活専門相談員が架空請求、通信販売、キャッチセールスのトラブルなど、消費生活に関する相談を受け付けます。  
※8月22日、23日以外も随時ご相談を受け付けます。

### ■さいたま市消費生活相談窓口

消費生活総合センター（JACK大宮6階）	TEL 048-645-3421 FAX 048-643-2247	(月～土) 午前9時～午後5時 (受付は午後4時30分まで)
浦和消費生活センター（コムナーレ9階）	TEL 048-871-0164 FAX 048-883-4893	
岩槻消費生活センター（岩槻区役所3階）	TEL 048-749-6191 FAX 048-749-6193	(月～金) 午前9時～12時 午後1時～5時 (受付は午後4時30分まで)
日曜電話相談	TEL 048-645-3421 FAX 048-643-2247	午前9時～午後4時

### ■さいたま市以外にお住いの方は

消費者ホットライン電話番号 188（イヤヤ）番  
消費者ホットラインは、お近くの消費生活相談窓口をご案内します。